国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国家公安委員会及び警察庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　国家公安委員会委員長　松本　　純
警察庁長官　坂口　正芳

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第１節２中「第５条第２項」を「第５条第４項」に改める。

公安調査庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく公安調査庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　公安調査庁長官　野々上　尚

公安調査庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節２中「公安調査局総務部総務課」を「公安調査局総務部総務管理官」に改める。

第１章第１節５⑵中「公安調査庁総務部総務課情報管理室」を「公安調査庁総務部総務課情報システム管理・情報通信技術支援室」に改める。

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項の規定において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成28年８月29日　　文部科学大臣　松野　博一
スポーツ庁長官　鈴木　大地
文化庁長官　青柳　正規

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

本文中「放射線医学総合研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に、「大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第４章第３節１⑴の２つめの○中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同節１⑵の６つめの○中「平素から」の次に「、」を加え、「ことにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、例えば、生物兵器を用いた潜行型の武力攻撃事態等においては、」を「感染症サーベイランス及び」に、「臨時的調査（症候群サーベイランス）を実施するなど」を「などの症候群サーベイランスの実施により、」に、「発生動向をより迅速に」を「異常な発生動向を迅速に」に改める。

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（以下「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成28年８月29日　　農林水産大臣　山本　有二
林野庁長官　今井　　敏
水産庁長官　佐藤　一雄

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１の２つめの○中「独立行政法人」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　経済産業大臣　世耕　弘成
資源エネルギー庁長官　日下部　聡
中小企業庁長官　宮本　　聡

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第２節２Ａ．を次のように改める。

Ａ．指定公共機関

商務情報政策局情報処理振興課

独立行政法人情報処理振興推進機構

産業技術環境局技術振興課

国立研究開発法人産業技術総合研究所

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

内閣総理大臣の指定を受けた電気事業者及び一般ガス事業者

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電力広域的運営推進機関

第４章第４節１⑵①を次のように改める。

①　原子炉施設等の使用が停止したときは、資源エネルギー庁は、実用発電用原子炉（原子炉等規制法第23条第１項第１号の発電の用に供する原子炉をいう。以下同じ。）の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取する。また、国［資源エネルギー庁］及び指定公共機関である電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令等を発出するものとする。